様式第４号（第11項関係）

西脇市審議会等の会議の記録

審議会等の名称	平成27年度第１回　手話言語に関する部会
開催日時	平成27年11月19日（木）午後1時30分～
開催場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター　会議室２
出席委員の氏名又は人数（敬称略）	鳥越隆士、嶋本恭規、丸山昭彦、岡崎隆吾、川崎佳子、藤原進、亀岡澄子
欠席委員の氏名又は人数	藤井久美、竹内誠
出席職員の職・氏名又は人数	福祉部　　部長　細川喜美博 社会福祉課　課長補佐　的場定美 　　設置通訳者　勝岡めぐみ 相談支援事業所 　ういーぶねっと　相談専門員　藤井啓史
公開・非公開の別	公開（一部非公開）
非公開の理由	個人情報に関する項目
傍聴人の数	5人
議題又は協議事項	⑴　市の手話言語条例等に関するこれまでの経過 ⑵　市の福祉 ⑶　手話言語条例の制定とその後の状況 ⑷　協議事項 　①条例の制定の必要性について 　②条例の内容について

会議の記録（概要）

発言者	内　　容
部会長	⑴～⑵までの説明後の意見交換 社会福祉協議会での手話講座の状況の説明を願う。

委員	合併後の平成22年度からの講座の状況の説明をする。手話サークルは、夜の部と昼の部それぞれの例会に合わせ講座を隔年開催。今年は夜の開催。7割以上出席した受講生に修了書を授与した。終了後はサークルへの入会を呼びかけた。
委員	手話奉仕員要請講座15回の開催を20回にしてほしかった。15回では足りないが20回あればテキストは学べる。
委員	回数を増やしたからと言って上達できるものではなく、自分の努力次第ではないかと思う。また、使わないと上達しないのではないか。
委員	一週間に一回の実施ではなかなか覚えるのが難しい。
部会長	質問がなければ次の⑶手話言語条例の制定とその後の状況について説明する。 全国の手話言語条例制定後の状況について説明をする。兵庫県では5つの市で手話言語条例が施行されている。まず神戸市では市議会でネット中継通訳をし、ろうあ者にも議会の様子がわかるという取り組み。またホームページで市長が自ら手話で挨拶をするとのこと。明石市では手話は言語であるということを筆頭に他の障害者の支援も進めていき2年後2017年4月には障害者差別解消条例を目指している。明石市は全国的にも注目をされている。篠山市、加東市、三木市では各市が聴覚障害者や手話サークルと共に市民に手話を広めるためのイベントや手話教室等を開催している。教育部門では学校で手話に取り組むことはこれから非常に大事になっていく。また、我々の上部団体である全日本ろうあ連盟が国に対して手話言語法の早期制定を求める運動をしているが国会議員の方々と話し合いを積み重ねている。全日本ろうあ連盟では二つの柱を持っており手話コミュニケーション法ということも考えており国連の障害者権利条約を併せて国に策定を求めている。

	⑷　協議事項　①条例の制定の必要性について
部会長	条例に関し皆さんの意見はあるか。
委員	地元のある高齢ろうあご夫婦のことを話したい。昔、手話が禁止されていた時代背景があり周りとコミュニケーションが難しく健聴者に合わせるという教育を受けてきた方。ご主人が亡くなられ奥様は一人となり淡路ふくろうの郷に（聴覚障害者に配慮のある老人ホーム）入所となったがすぐに亡くなられてしまった。なぜ住み慣れた地域ではなく遠い老人ホームに行かなければならなかったのか、そのことも考えていかなければならないと思う。手話だけではなく、ろうあ者のことを周りが理解してコミュニケーションができていればその方も安心して地元で暮らせたのではないかと思う。その事例を知っていただきたい。
部会長	手話に対する理解を求めたいということですね。
委員	ろうあ者は一人ひとり状況が違う。個人的なことだが私は1歳で失聴し5歳までことばの訓練のため母と神戸へ通っていたが地元の小中学校では私の言葉を友人たちは全く聞き取れないのでコミュニケーションが取れなかった。あんなに訓練をしても理解してもらえない。聞き取れるのは母や先生など限られていた。教室では一番前の席だったが先生の口話が早く授業にもついていけなかった。一番大変だったのは音楽の授業。リズムがわからないため先生に「歌うふりでいい、笛も吹いている真似だけでいい」と言われ友達にも変な目で見られ大変傷ついた。また、補聴器をしていると聞こえると思われてしまう。友達と一緒に音楽や国語など学びたかった。もし言語条例ができればそのようなことが可能になるのではと期待している。
部会長	ご自身の体験や条例への希望を話していただいた。他に意見はあるか。
委員	ろうあ者は週に一度、手話サークルで自由に思う存分楽し

委員	く手話で話しているが、普段の生活の中では手話は使えずコミュニケーションはとりづらい。筆談してもそのうち口話だけになり話ができずイライラしてストレスが溜まる。条例ができることでお互いに自由に会話ができるような社会になってほしいと望んでいる。
部会長	補聴器に対する誤解がある。補聴器では聞こえないことを周りに理解をしてもらい手話を広めたい、そのためにも条例が必要だということですね。
委員	コミュニケーションの方法も様々あることを伝えてはいるがなかなか周りには理解してもらえない。
部会長	わかりました。他に意見はあるか。
委員	先ほど社協での手話講座の修了者数を拝見し、こんなに大勢の人が受けたのに継続されていない。その方たちが次のステップをどのようにしていくか課題。また十数年前から学校の総合学習において子どもたちの手話学習に関わっているが子どもたちは１時間半くらいしか聴覚障害者のことを学ぶ機会がない。やはり継続して学習できる場、理解を進める場が必要だと思う。聞こえなくても明るく頑張っているのだなというような感想で終わっているようだ。子どもたちの理解が進めば市民に理解が進むのでは。また、ビラやお知らせにＦＡＸ番号が載っていないことがほとんど。手話通訳者がいるということも知られていない。手話通訳が必要だと市民がすぐに気づくようになって欲しい。
部会長	条例制定後の夢を話していただいた。では、鳥取県の具体例を紹介したい。手話講座を修了した人たちが講座終了後せっかく学んだ手話を使う場がない、それをどうするか。県内のスーパーやホテルなど接客業の従業員に手話をできるだけ身につけていただき、聞こえない人たちが客としてきたときに使えるように、また従業員が自分の家族や知人に手話とはどういうものか広める取組みをしている。また県立図書館やすべての学校において手話に関する本を配架

	している。県庁内ではロビーに手話の本を並べて置く、パネルを展示するなどというような取組みの積み重ねから手話言語条例の影響は強い。委員が言われたように市民の理解が不十分、ＦＡＸ番号が載っていないなどの気づきはそのあたりからできるのではないかと期待する。また委員のように学校の中で聞こえない人は辛く苦しい思いをしてきた。聴覚障害は見た目ではわからない障害であり困難があるようには見られない。他の障害の質や特性が違う。一番大切なことは、西脇で暮らす当事者が自分の市の条例として地元の声を是非出していただくこと。
委員	教育の話をしたい。神戸市の小学校での取り組みを話したい。人工内耳の児童が多く音声でそれなりにコミュニケーションはとれているが、今やっているのはその子どもたちに手話言語を一つの教育としていること。音声だけでは不十分と先生方や親御さんも認識している。人工内耳や補聴器で普段音声だけでコミュニケーションをとれていても本質的な深いところではなかなか取れない。手話言語を習得することで本人の持つ力が発揮されると思う。西脇市の聴覚障害児がどれくらいいるかはわからないが、おそらく補聴器をつけ、それなりのコミュニケーションをとっていると思われる。その子どもたちのニーズも合わせて条例の検討を進めていくといいのではないかと思う。もう一点、学校の福祉学習について、大学の学生と地域の小・中学校へ出向きいろいろな取り組みをしたが、やはりその後どのように継続していくか課題に思った。聴覚障害児がいたら、そのこどもたちや親を中心にして手話学習をしていくことが周りにも影響していくと思う。カリキュラムに入れることは難しくても、地域活動や放課後活動など地域や周りがサポートしてこそ可能ではないか。西脇市に住む聴覚障害者や手話サークルに繋ぎ継続することは手話言語条例での西脇市らしさが出ると期待している。
部会長	今のお話を聞いて何か意見はあるか。
委員	11 月 21 日にある社協まつりで小学生 4 年生の福祉学習で

	の手話体験発表があるので是非聞いていただきたい。聴覚障害者のことを市民に理解をしてほしいと思っていた。
委員	社協では福祉学習において学んでもらっているが時間が少なく障害への理解にはつながりにくいとは思うが学校との連携を続けていきたい。21日は手話通訳士の中野さんの講演予定。少しずつではあるが社協としても動いていることをお伝えしたい。
部会長	市民に理解してもらうための手話に関してのことを話していただいた。他に意見はあるか。
事務局	委員が言われた西脇市の聴覚障害児について。18歳以下の人数は６名います。また、市役所職員が今年５月から毎朝手話を学習している。社協まつりにおいて市役所社会福祉課職員２名が舞台通訳に挑戦する。
部会長	西脇市がどんな内容の条例を目指すのか。市民、子どもを重点に作っていくことだと思うが何か意見はあるか。
委員	市民が手話を学ぶ場が少ない。学校のなかで手話を自然に身につけられるような方法が良いと思う。
委員	学校で手話クラブのようなものはどうか。
委員	私は防災について意見を言いたい。災害時に地域の人が簡単な手話でもいいので対応してほしい。
委員	災害時、聞こえる家族と同居の場合、フラッシュランプは支給対象外なので一人で居るときに緊急の知らせが入ってこない、そのことも考えていきたい。
部会長	学校でも手話の授業はない。難聴者や中途失聴者が手話を学ぶ場がないのでその人たちが学ぶためにどうしたら良いかも考えていく必要がある。また日常生活用具について、他市でも対象外で困っているということを聞いている。災

	害時に聴覚障害者は手話ができる人が居なくて困るのではなく情報が入ってこないことが困る。聴覚障害者は近所付き合いができない人が多く、災害時などに声かけができない可能性がある。地域の人たちへ聴覚障害者を理解してもらうためにも条例を制定し、手話を通して理解を広めていく考え方も大切になる。
委員	この会議の内容を他の当事者や関係者も知りたいと思っている。情報提供の場はあるか。
事務局	資料にもあるように、市聴協や関係者等に同じ説明し議事録も配布する。次回も同様に行い。３月には協議会に報告、４回目の会議でまとめて、８月の協議会へ提出後、条例の提案をする予定。今年度で条例を作るのではなく当事者の意見を聞きながらゆっくりと時間をかけ検討する予定。
委員	報告会で出た意見や要望は次回までにまとめて資料として準備をしていただきたい。
部会長	今日の意見を条例に反映させていけるようにしたいと思う。これで協議事項は終了する。
問合せ先	西脇市福祉部社会福祉課 電話　0795-22-3111（内線262） FAX　0795-22-6037